

日本赤十字看護大学研究・調査依頼内規

(目的)

第1条 この内規は、日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会運営要領規程第3条第2項に規定する研究・調査依頼に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 学内・学外を問わず、不特定の学生及び教職員を対象として行われる研究・調査については、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が調査依頼の受入れ基準に基づき、受諾の可否を検討し、決定する。ただし、以下のものは検討の対象とならない。

(1) 日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の大学運営上の必要から実施する調査

(2) 本学の各委員会が業務上行う調査

(3) 本学の教育のために演習などで行われる調査で外部に公表する予定のないもの

(受入れの基準)

第3条 研究・調査依頼の受入れ基準は、次のとおりとする。

(1) 研究者の所属や身分が明確であり、研究の目的が学術的であること。

(2) 研究・調査依頼書に、研究テーマ、研究対象者、方法、倫理審査承認番号など必要事項が明記され、必要な資料を添付していること。

(3) 調査方法が、大学の業務や学生の活動などに支障をきたさず実施できるものであること。

(4) 質問紙及び調査対象者の募集案内などは、研究・調査依頼書とともに本委員会へ提出し、その審査を受けること。

(5) 対象者のプライバシーに配慮し、その権利を侵害しないものであること。

(6) 対象者の時間的・心理的負担が過重なものでないこと。

(受付・調整)

第4条 研究・調査依頼などの受付、及び研究者との連絡・調整等は、事務局が行う。

(審査)

第5条 受け付けた依頼は、委員会担当者が受け入れ可否について検討し、その結果を直近の研究倫理審査委員会で報告する。

(通知)

第6条 研究・調査依頼の受け入れ可否は、求めがある場合は申請者に通知する。

(研究者の責務)

第7条 受入れ決定後の研究・調査の実施にあたって必要な作業は、研究者自身が行う。

第8条 研究者は、対象者から研究・調査結果の公表を請求された場合は、それに応じなければならない。

(保管・管理)

第9条 研究者から提出された研究・調査結果は、本委員会で管理・保管する。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、教授会で報告する。

附 則

1 この内規は、平成17年1月13日から施行する。

2 「調査依頼の受入れに関する申合わせ事項、並びに調査受入れ基準」は、平成17年1月13日をもって廃止する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。